

# 傍 聴 要 領（オンライン開催）

愛媛県地域交通活性化推進会議

## 1 申込手続

会場を設けずWEB会議システムによるオンライン開催とする場合の傍聴定員は、上限を定めておりませんが、傍聴申込者数がWEB会議システムにて閲覧可能な上限数を上回る場合には、抽選を行います。

傍聴を希望する方は、愛媛県地域交通活性化推進会議事務局が指定する日時までに事務局の指定する方法で申し込むものとし、事務局は、決定した傍聴者に対し、届け出のあった連絡先にWEB会議システムへの入室に必要なID・パスコードを送付します。

## 2 受付手続

オンライン開催の傍聴受付は、WEB会議システムへの入室を認めることにより行います。事務局が指定する会議開始予定時刻の30分前から5分前までの間に入室してください。

傍聴受付は、会議開始予定時刻の5分前をもって終了しますので御注意ください。

## 3 遵守事項

オンライン傍聴において、傍聴人は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) WEB会議システムのカメラ、マイク、チャット機能等をオンにしないこと。
- (2) WEB会議参加時のアカウント名を、傍聴を申し込んだ氏名（報道機関の方は「報道機関名 氏名」）にすること。
- (3) WEB会議システムにみだりに入退室をしないこと。
- (4) 会議における言論等に対し、威圧的行為をし、或いは拍手その他の方法により公然と賛否を表明する等、委員の自由な討論に影響を与えるおそれのある行為をしないこと。
- (5) 録音或いは写真、ビデオ等の撮影をしないこと（報道機関以外の方）。
- (6) WEB会議のIDとパスコードを公開しないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、或いは会議の進行等に支障となる行為をしないこと。

## 4 会議の秩序維持

- (1) 傍聴人は、議長及び事務局職員の指示に従ってください。
- (2) 3の規定に違反した傍聴人は、注意を受け、なおこれに従わないときはWEB会議システムから退室していただく場合があります。

## 5 その他

WEB会議システムに参加するための設備等は御自身で御用意いただき、安定した通信環境で御参加ください。通信環境によっては、接続が不安定になる場合があります。あらかじめご了承ください。

傍聴等に係るインターネット通信料は、傍聴者の負担となります。

通信回線の不具合により傍聴者に不利益が生じたとしても、県はその責めを負いません。